

様

要 請 書

当農業会議では、秋田県農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定に基づき、各農業委員会から意見の提出がありました①担い手への農地集積支援、②中山間地域対策の充実強化、③農業経営の体質強化支援、④米政策改革への対応、⑤国際農業交渉への対応、⑥農地利用の最適化に向けた農業委員会活動支援、及び⑦大雨による被災農業者等への支援について「農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見」として取りまとめました。

つきましては、次の通り要請いたしますので、これら施策の推進に対しまして貴台の特段のご配慮とご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 5 月 30 日

秋田県秋田市山王四丁目1-2

一般社団法人秋田県農業会議

会 長 二 田 孝 治

農地利用の最適化の推進に関する施策の 改善についての具体的な意見

国は農業の将来にわたる持続的な発展を目指して「農業競争力強化プログラム」に基づき、農業の成長産業化、競争力強化に向けた様々な取組を進めているところであります。農業就業人口の減少や担い手の高齢化が深刻な本県においては、これらの効果的な実行による生産コスト削減や収益性の向上、次世代を担う担い手の育成と定着が急務となっており、他にも増して強力に推し進めていく必要があります。

本県では、この7月にすべての農業委員会が新制度に移行し、「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」へ積極的な関与を通じた農地の利用集積の促進や、遊休農地の発生防止・解消など、農業委員会の使命であります「農地利用の最適化」の実現に向け組織一丸となって注力しているところであります。

本意見は、本県農業者が将来に渡って安心して営農が継続できるよう、農業委員会組織の日常の活動で得られた農地等利用最適化推進施策の改善に向けた課題・意見を取りまとめたものです。

1. 担い手への農地集積支援

(1) 農地中間管理事業の見直しへの対応

① 農地中間管理事業の充実強化

農地中間管理機構を活用し、農地の集積を図ることは担い手の経営基盤の強化やコスト低減に極めて有効であることから、引き続き、現行制度を堅持するとともに、継続的かつ安定的な運用に務めること。

② 機構集積協力金の確保と運用の改善

機構集積協力金は、農地中間管理事業の推進に大きな効力を有しているほか、今後重点的な取組が必要となる中山間地等においても、他の施策と総合的に実施することが農地集積を加速させるための重要なインセンティブとなることから、平成31年度以降も継続すること。

また、運用の変更等により交付単価の漸減や交付対象者の絞り込みなどの事態が発生することのないよう、制度と運用の継続性に留意すること。

③ 農地中間管理事業における農業委員会の位置づけの強化

農業者等による協議の場の設置等(農地中間管理事業の推進に関する法律第 26 条)に関して「人・農地プラン」に市町村が責任を持って取り組むことを法律上位置づけ、農業委員会等の役割・関与についても法制上の措置を講ずること。

(2) 中山間地域や条件不利地における施策の充実

中山間地域における集積・集約化を一層進めるためには、条件不利農地を借り受けて営農する担い手の確保が喫緊の課題となっている。

このため、こうした地域の受け手に対し、実効性のある支援制度を創設すること。

(3) 農業農村整備対策の促進

担い手への農地の利用集積や生産性の向上、コスト低減等を推進するには、地域の実情に応じた大区画ほ場整備や汎用化等の取組が不可欠となっている。

このため、ほ場整備の一層の加速化や老朽化した農業用施設・水利施設の改修・更新等に必要な予算を十分に確保するとともに、受益農家の経費負担についても極力軽減化すること。

(4) 相続未登記農地等への対応策の検討

相続未登記農地の増大が農地の遊休化による周辺農地への悪影響のほか、利用集積や有効活用を阻害する状況にある。

このため、農地の相続等の届出制度について、所有者不明を防止する観点から農業委員会による嘱託登記制度を設けるなど、制度運用の改善を図るほか、第三者による利用を容易にする方策を検討すること。

2. 中山間地域対策の充実強化

(1) 日本型直接支払制度の見直し・拡充

中山間地域において耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効利用や良好な環境を維持するためには、本制度を持続的に活用することが重要である。

このため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、関係する3制度の一本化を図るとともに、協定活動期間について組織の状況に応じて柔軟に対応できるようにする等、農業者が取り組みやすい制度とすること。

(2) 非農地判定した農地の整備・活用

農地に復元が困難な森林・原野化した荒廃農地については、採草放牧地としての利

用や鳥獣被害防止対策としての緩衝帯森林として位置づけるなど、里山として保全管理出来るような制度を確立すること。

また、非農地判定された農地の地目変更について、農業委員会が嘱託登記できる制度を設けること。

(3) 景観形成作物に対する助成措置の創設

農地保全・遊休化防止の観点から、農地を借り受けて景観形成作物の植栽に取り組む担い手も多く存在するものの、景観形成作物が産地交付金の助成対象外となり農地の遊休化が危惧される状況である。

このため、遊休農地の発生防止という観点から、多面的機能支払い制度の対象地域外においても景観形成作物等の植栽の取組に対する助成措置を創設すること。

(4) 鳥獣被害対策の強化

近年、有害鳥獣による農作物被害が大幅に増加し、被害は山間部に限らず、集落の民家周辺の農地にまで及び、農作業中の人的被害も発生するなど農業者の生産意欲に深刻な影響を与えている。

このため、捕獲者等の人材育成や捕獲訓練の場の確保など、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた機動力のある取組が出来るよう対策の充実・強化を図ること。

3. 農業経営の体質強化支援

(1) 新規就農者の定着・人材育成の強化

水稻・大豆などの土地利用型農業は、多額の初期投資を要し、担い手農家の子弟も含め新規就農者の負担が大きく、後継者の育成に困難を極めている状況も見受けられる。

このため、農地や機械、農業用施設等の取得についての支援を拡充強化するとともに、法人化した場合も、初期段階の管理コストの増加に対応した支援策を講じること。

また、「農業次世代人材投資事業」及び「農の雇用事業」の十分かつ継続的な予算確保に努めるとともに、農業従事者の高齢化にも配慮し「農の雇用事業」における雇用就農者の年齢要件を、原則45歳未満から原則50歳未満に引き上げること。

(2) 農業労働力の需給調整システムの創設

農業現場の慢性的な人材不足を解消するため、産地間における労働力交換等を可能とする仕組みや、収穫期等短期間でのアルバイト等の募集と大学生や援農組織等からの応募のマッチング等を図る需給調整システムを創設すること。

(3) ドローンの活用に対する支援

農作業の効率化や低コスト化、人手不足対策としてドローンの活用が高く期待されているところであり、今後の積極的な導入に向け、オペレーターやナビゲーターの育成と人材確保を図るため、教習受講に係る経費等についての助成措置を設けること。

(4) 生産資材費の低減支援

農業競争力強化支援法により、国は良質で低廉な農業資材の供給等構造的な課題を解決するための施策を講ずることとしている。

このための取組の一つとして、(社)日本農業機械工業会における部品供給期限の延長に加え、トラクター等の国内特殊自動車の4次排ガス規制による影響が農家の過大な負担とならぬよう業界に対し指導を行うこと。

4. 米政策改革への対応

(1) 米政策の見直しに対する新政策の確立

平成 30 年産以降についても、引き続き、適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産が進むよう「水田活用の直接支払交付金」の恒久的かつ十分な予算の確保を図ること。

(2) 産地交付金の運用の見直しについて

「産地交付金」については、戦略作物の生産拡大による収益性の高い水田営農を定着させるため、制度の継続と十分な予算の確保を図ること。

また、高収益作物(野菜・花き・花木・果樹)以外の大豆等においても、従来と同様にブロックローテーションなどによる担い手の確保や不作付け地解消など地域の課題に寄与していると判断される場合等においては「追加の要件」に該当するものと見なすこと。

(3) 飼料用米対策等の充実

「水田活用の直接支払交付金」の活用により、飼料用米の生産が拡大し、畜産経営においても、米の給与によるブランド化に向けた取組が定着しつつある。

このため、本交付金に係る現在の支援水準を堅持し十分な予算を確保するとともに、恒久的な制度とすること。

また、多収性専用品種の開発や新たな栽培技術の確立に取り組むとともに、利用促進のための保管・加工施設への支援について拡充を図ること。

(4) 種子の安定供給

食料の安定供給を図るため、安価で優良な種子を提供できるよう、引き続き都道府県における供給・研究体制の継続を図るとともに、地方財政措置を堅持すること。

また、国産の種苗等のブランド戦略を強化し、優良な種苗等が安易に海外に流失しないよう、知的財産権等を守るための体制を強化すること。

5. 国際農業交渉への対応

TPP(環太平洋経済連携協定)、日EU経済連携協定に伴う国内対策については、影響が広範かつ中長期に及ぶことから、予期せぬ事態への臨機な対応をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策を展開すること。

また、今後の国際農業交渉にあたっては、世界各国の「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールづくりを基本に、毅然とした交渉を進めること。

6. 農地利用の最適化に向けた農業委員会活動支援

農地中間管理機構との連携強化による農地集積を図るために農業委員会が実施する農家意向調査や、農業委員等の資質向上に向けた研修活動等を支援する「機構集積支援事業」については、農業委員会活動の拡充・強化に欠くことのできないものであるため、十分な予算を確保すること。

また、農地情報公開システムについては、現場での活用の促進・利便性向上のため、改修を要する場合には、必要な予算については別事業として確保すること。

併せて、農業委員等の積極的な活動のための「農地利用最適化交付金」についても、現場で必要な資材も対象とするなど、現場でより活用し易い制度への改善を図ること。

7. 大雨による被災農業者等への支援

5月18日から本県を見舞った記録的な大雨により、農作物・農業用施設に大きな被害を受けたところであり、農道や水路の崩落などに加え、移植直後の水稲や播種後のえだまめ等については、今後の生育不良も懸念されるところである。

このため、農業用施設の早期の復旧はもとより、農作物の再度の移植や播種、追加の防除等の係り増し経費などについても、少しでも農業者の負担が軽減されるよう支援措置を講ずること。